

栃 木 県 ダンススポーツ連盟規約

平成4年9月27日 設立
平成15年1月26日 制定
平成23年5月15日 改定
平成24年4月1日 全面改定
平成27年5月17日 一部改定
平成30年5月13日 一部改定
令和2年5月9日 一部改定

第1章 総則

(名 称)

第1条 本連盟は、栃木県ダンススポーツ連盟と称する。

- 2 本連盟の英文名を「Tochigi DanceSport Federation」とする。
- 3 本連盟の通称を「JDSF 栃木県ダンススポーツ連盟」とする。
- 4 本連盟の略称を「JDSF 栃木」とする。

(所在地)

第2条 本連盟は、所在地を栃木県宇都宮市関堀町408-1に置く。

(事務局)

第3条 本連盟は、本連盟の事務を処理するため事務局を置くことができる。なお、事務局に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 前項の事務処理手続きは、会長の命を受け事務局長が行うものとし、管理する金員は金融機関等の「栃木県DS連盟」口座とし事務所を事務局長の自宅に置く。

(支部)

第4条 本連盟は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という。）定款に基づき、栃木県のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オリンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- (3) JDSF公認または承認等の競技会の開催及び支援
- (4) JDSFが行う事業への協力

- (5) 公益財団法人栃木県スポーツ協会への加盟及び関連事業の推進
- (6) 栃木県所属の会員及び選手等の登録管理
- (7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (8) 機関誌等刊行物の発行等
- (9) その他、栃木県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

第3章 加盟団体及び会員

(加盟団体)

第7条 本連盟の加盟団体は、栃木県内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークルJDSF認定サークルで構成される市連盟、地域連合とする。

(会員)

第8条 本連盟の会員は、前条の加盟団体の会員とする。

- 2 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。

(入会金及び会費並びに事業の管理経理)

第9条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 会員は本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、JDSF所定の年度会費を納めなければならない。
- 3 前項の手続きは、会長の命を受け登録管理部が行うものとし、管理する金員は金融機関等の「県登録部」口座とし事務所を登録管理部長の自宅に置く。
- 4 指導員の年度会費及び研修会費の手続きは、会長の命を受け指導部が行うものとし、管理する金員は金融機関等の「県指導部」口座とし事務所を指導部長の自宅に置く。
- 5 本規約第6条事業の手続きは、会長の命を受け経理部が行うものとし、管理する金員は金融機関等の「栃木県DS連盟」口座とし事務所を経理部長の自宅に置く。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 会費未納
- 2 前項により資格を喪失した場合は、JDSFの正会員あるいは一般会員の資格も喪失する。
- 3 第1項第3号の除名は次の場合とし、JDSF定款に従って決定される。
 - (1) JDSF定款又は本連盟の規約に違反したとき
 - (2) JDSF又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総会

(構成)

第12条 本連盟は、最高決議機関として総会を置く。

- 2 総会は、会員の代表（以下、「代議員」と称する。）で構成する。
- 3 代議員は、本連盟の加盟団体から選任された者とし、その人数等は別途定める。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について付議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の承認
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 規約の変更及び代議員選出方法の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他必要と認められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、3分の1以上の代議員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して要求があった場合には、速やかに総会を招集しなければならない。
- 3 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF加盟団体規程に基づきJDSFが臨時の総会を招集できるものとする。
- 4 総会を招集するには、総会の前の二週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

- 2 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。
- 3 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

(決議)

第18条 総会の決議は、構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 役員の解任

(2)規約の変更

(3)解散又はJ D S Fからの脱退

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、その他必要に応じて役職理事を置くことができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び役職理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の30%を超えてはならない。
- 5 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 役職理事は、会長の指示する業務を行い、会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又はJ D S Fに報告すること。

(役員の任期)

第24条 本連盟の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第 25 条 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉役員の職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 会長は、名誉役員を理事会等に出席させることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び役職理事の選任並びに解職

(招集等)

第 28 条 理事会は、定期的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。第 2 項の場合は理事の互選とする。

(議決権)

第 29 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

- 2 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席者としてみなす。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(加盟団体の管理)

第 32 条 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書の本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料

を本連盟理事会に報告しなければならない。

- 2 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不整合がある場合は J D S F に報告するものとする。
- 3 本連盟理事会は、前項の加盟団体について J D S F と協力して監査を行い、改善等を指導できるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本連盟の第 13 条 (3) の書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本連盟の第 13 条 (2) については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第 36 条 会長は、第 19 条、第 31 条、第 34 条、第 35 条の書類及び役員名簿を第 2 条に規定する事務所に 3 ～ 5 年間備え置くものとする。

第 8 章 J D S F 正会員及び J D S F への報告

(J D S F 正会員)

第 37 条 本連盟は、J D S F 正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、J D S F 正会員を選出する。

(J D S F への報告)

第 38 条 本連盟理事会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、及び第 13 条 (2)、(3) の書類を J D S F に報告するものとする。

- 2 臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を J D S F に報告するものとする。

第 9 章 他団体への加盟、規約の変更及び解散等

(他団体への加盟)

第 39 条 本規約第 6 条に記載のない団体に加盟する場合は、J D S F の承認を得るものとする。

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前に J D S F 加盟団体規程に定められた手続きを経なければならない。

(解散もしくはJDSFからの脱退)

第41条 本連盟が、解散又はJDSFから脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第1号又は第2号のいずれかの手続きを経るものとする。

(1) 本連盟会員総数の4分の3以上の賛成

(2) JDSF理事会の承認

2 本連盟が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

第10章 補則

(委任)

第42条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成15年1月26日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月15日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日からJDSF公益社団法人化に伴い全面改定し施行する。

附則

この規約は、平成27年5月17日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月13日から施行する。

附則

この規約は、令和2年5月9日から施行する。